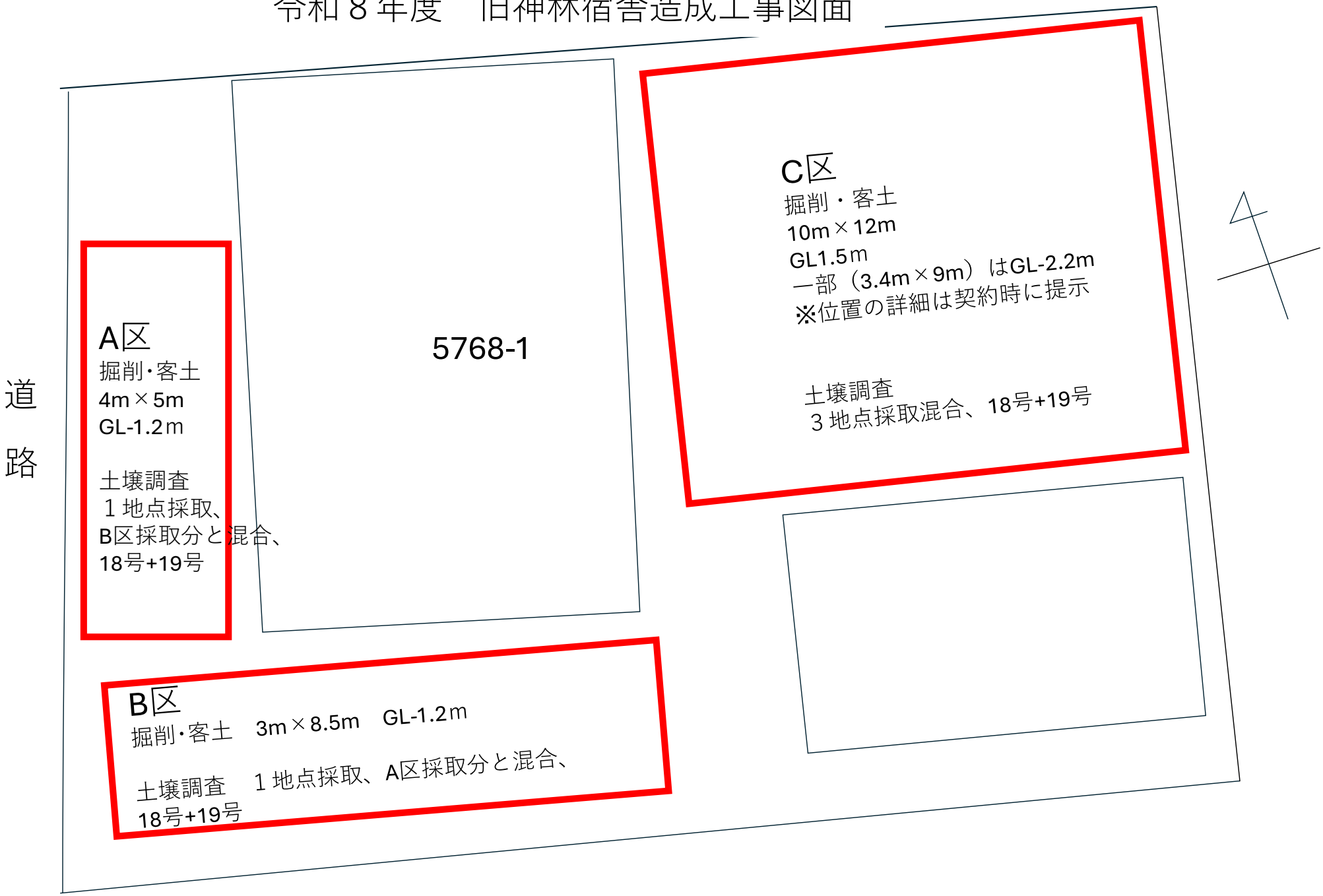
令和８年度　旧神林宿舎造成工事図面



【本図に関する注記】

1．本図は航空写真及び住宅地図に基づき作成した「イメージ図」であり、正確な測量成果に基づくものではない。

2．図示された施行区域、廃棄物の位置、数量及び寸法はすべて「現況優先」とする。

3．入札参加者は必ず事前に現地を十分に踏査し、現況の地形、搬入路の幅員、重機の配置可否、及び廃棄物の実態を把握した上で積算・入札すること。

4．本図と現況に乖離がある場合であっても、指定された赤枠範囲内の廃棄物はすべて撤去・処分するものとする。

5　掘削・客土及び土壌調査の仕様は次のとおりとする。

⑴　A区及びＢ区

ア　Ａ区は4.0ｍ×5.0ｍの範囲を、Ｂ区は3.0ｍ×8.5ｍの範囲を深さ1.2ｍ掘削する。

イ　掘削後の底面から、Ａ区及びＢ区から各１地点の土壌を採取・混合し、土壌調査を行う。

⑵　Ｃ区

ア　10.0ｍ×12.0ｍの範囲を深さ1.5ｍ、一部（3.4ｍ×9.0ｍ）の範囲を更に0.7ｍ掘削する。

イ　掘削後の底面から３地点の土壌を採取・混合し、土壌調査を行う。

⑶　土壌調査は、平成15年環境省告示第18号により土壌溶出量を、同19号試験により土壌含有量を調査するものとし、その結果を「計量証明書」により発注者に提出すること。